

幼児教育・保育の無償化手続き

問い合わせ 保育所、認定こども園、認可外保育施設等 ▶ 保育こども園課(☎229-3167 FAX229-3451)

幼稚園 ▶ 教委学校教育課(☎229-3391 FAX229-3257)

障がい児の発達支援 ▶ 障がい福祉課(☎229-3157 FAX229-3334)

3～5歳の子どもと住民税非課税世帯の0～2歳の子どもの対象に、幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償になります。

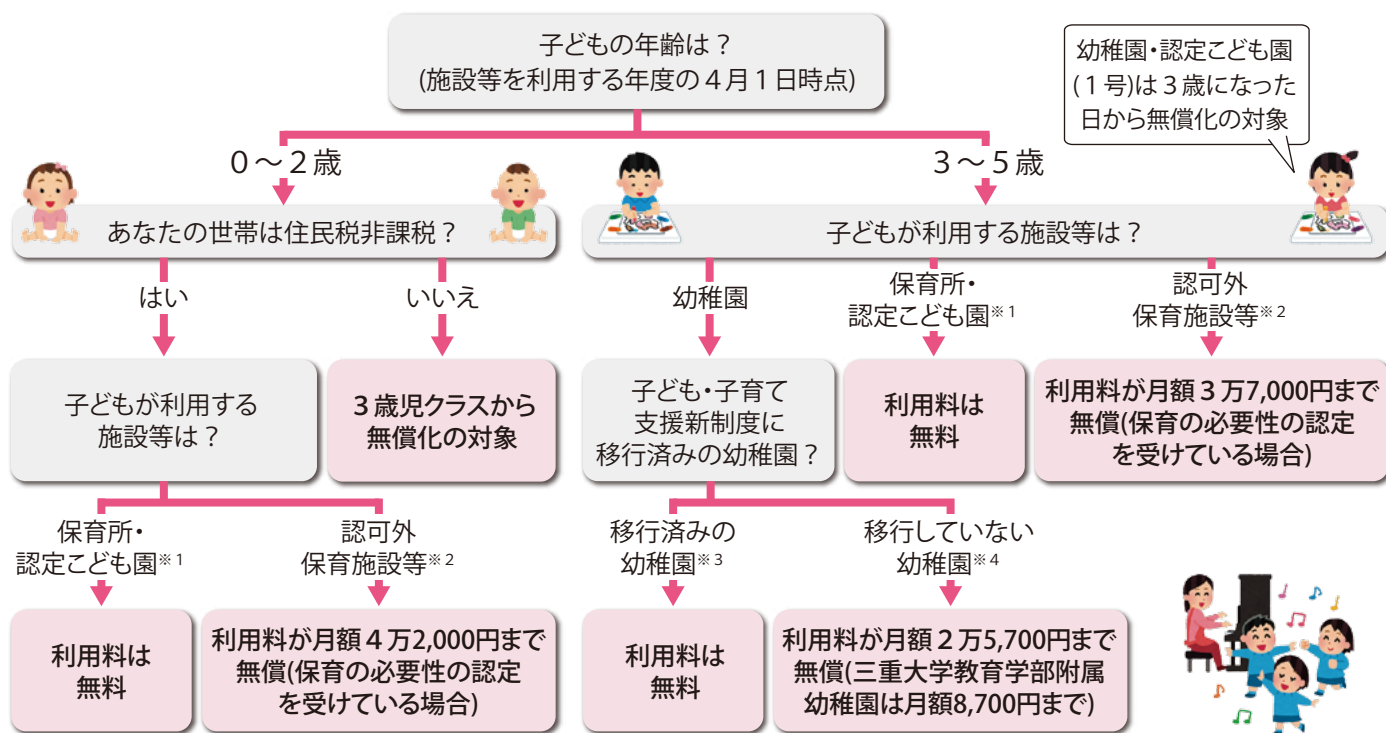
無償化の対象となるためには、利用開始までに認定申請手続きが必要です。4月1日から施設を利用する場合、3月7日(金)までに申請してください。その後も随時申請を受け付けますが、認定前の利用分は有料となります。



市ホームページ

請求をお忘れなく

認可外保育施設等、預かり保育(新制度に移行していない幼稚園、津市外の幼稚園・認定こども園)の利用料は、自己負担後、津市への請求手続きにより償還します。令和6年度分の請求については、4月10日(木)までの提出にご協力ください。



※1 地域型保育、企業主導型保育(標準的な利用料)も対象

※2 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(送迎のみの利用は除く)が対象

※3 津市立幼稚園、高田幼稚園、聖ヤコブ幼稚園

※4 大川幼稚園、津西幼稚園、のべの幼稚園、三重大教育学部附属幼稚園(津市外にある施設については、各市町村にお問い合わせください)

● 幼稚園・認定こども園(1号認定)の預かり保育

対 象	利用料
3歳児以上の子ども	月額1万1,300円を上限に450円×利用日数が無償
住民税非課税世帯の満3歳の子ども	月額1万6,300円を上限に450円×利用日数が無償

● 就学前の障がい児の発達支援を利用する子ども 3～5歳…利用料は無料

